

## 産業医非常勤嘱託員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局特別職非常勤職員に関する要綱（平成11年3月25日10川水総職第718号。以下「非常勤職員要綱」という。）第25条の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定に基づき選任する産業医を非常勤の嘱託員（以下「嘱託員」という。）として任用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 嘱託員の職名は、産業医非常勤嘱託員とする。

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、2名とする。

(勤務場所)

第4条 嘱託員の勤務場所は、保健指導室とする。

(職務)

第5条 嘱託員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 職場巡視に関すること。
- (2) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 作業環境の維持管理に関すること。
- (4) 作業の管理に関すること。
- (5) 職員の健康管理に関すること。
- (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (7) 衛生教育に関すること。

(8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(勤務日等)

第6条 嘱託員の勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 勤務日 1の月において、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する4日

(2) 勤務時間 午前9時45分から午後3時45分又は午前9時から午後3時（休憩時間を除く。）

(3) 休憩時間 正午から午後1時まで

2 前項第1号の勤務日が次に掲げる日に当たるときは、その日は、勤務を要しないものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(報酬)

第7条 嘱託員の第1種報酬の額は、月額334,300円とする。

(委任)

第8条 非常勤職員要綱及びこの要綱に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。